

# みどりの食料システム戦略



逆引き

施策活用ガイドブック

令和6年1月版

**MAFF**  
農林水産省

農林漁業者・食品関連産業等の民間事業者、自治体の皆様へ

# みどりの食料システムに向けて 環境にやさしい取組を はじめませんか？

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。

みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、

すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で

環境負荷の低減に取り組むことが重要です。

そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、

国も消費者の理解醸成に取り組んでいきます。

## 調達

- 環境負荷低減に資する  
新たな技術や品種の研究開発
- 家畜排せつ物や食品残さ等の  
地域の未利用資源の活用
- 廃熱等の地域エネルギーの活用 など

## 生産

- 堆肥を用いた土づくり
- 化学肥料・化学農薬の使用低減
- 秋耕や中干し延長など水田メタン削減
- 施設園芸の省エネルギー化
- バイオ炭の施用
- 生分解性マルチの導入 など

## 消費

環境負荷低減の努力を  
消費者の選択につなげるため

温室効果ガス削減の効果を  
「見える化」してみませんか？



## 環境負荷低減に向けた 取組のポイント

## 加工流通

- 環境にやさしい農林水産物を用いた  
新たな商品の開発・需要の開拓
- 環境にやさしい農林水産物の  
流通コスト削減に向けた流通の合理化  
など

# ◎環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは

農林水産省の全ての補助事業等に対し、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組の実践を義務化するものです。

## <環境に優しい農林漁業に総合的に配慮するための最低限の取組>

この7つの項目について最低限行うべき取組内容をチェックシートに整理



適正な施肥



適正な防除



エネルギーの節減



悪臭・害虫の発生防止

例) ・肥料の使用状況の記録・保存 等

・農薬の使用状況の記録・保存 等

・電気・燃料の使用状況の記録・保存 等

・家畜排せつ物の適正な管理 等



廃棄物の発生抑制  
循環利用・適正処分

・電気・燃料の使用状況の記録・保存 等



生物多様性への悪影響の防止

・病害虫の発生状況に応じた防除の実施 等



関係法令等の遵守等

・営農時に必要な法令の遵守 等

## <環境負荷低減のためのクロスコンプライアンスの実施方法(イメージ)>

令和6年度から事業申請時のチェックシート提出に限定して試行実施し、令和9年度を目標に本格実施します。

### 試行実施 R6年度～

①事業申請時  
(申請書等※の一部として提出)

申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料を適正に保管	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>

事業申請時、取り組む(します)  
内容にチェックを付けて提出。  
(該当する項目は全てチェック)

### 詳細を検討後、試行実施R7年度～

②報告時  
(報告書等の一部として提出)

申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料を適正に保管	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input checked="" type="checkbox"/>

報告時、実際に取り組んだ(しました)  
内容にチェックを付けて提出。  
(該当する項目は全てチェック)

③報告内容の確認

国や自治体等が、完了検査等の際に報告内容の聞き取り等により確認。

受益農家の抽出や事後確認実施の頻度等を検討。

※物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業については、チェックシートの内容を仕様書等に反映して実施。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスの

□チェックシートで、環境にやさしい取組をはじめましょう！



←解説書など  
はこちら

# 目 次

〔 ※支援措置の内容等については、今後の予算編成過程で変更があり得ますので御留意ください。  
※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。 〕

## 調 達

## 研究開発に取り組む方・資材製造事業者の方向け

・ 基盤確立事業の認定を受けるには？	1	
・ 設備投資に活用できる支援措置について知りたい	3	
● みどり投資促進税制	● 新事業活動促進資金	● 株脱炭素化支援機構(JICN)による投融資
● 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策	● バイオマスの地産地消対策	● 国内肥料資源利用拡大対策事業
● 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策	● 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	
・ 環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい	8	
● オープンイノベーション研究・実用化推進事業	● スタートアップへの総合的支援	● 中小企業イノベーション創出推進事業
・ 環境負荷低減に活用できる新技術を知りたい・広めたい		
● 「みどりの食料システム戦略」技術カタログ		10

## 生 産

## 農業者の方向け

・ みどり認定を受けるには？	11	
・ 設備投資等に活用できる支援措置について知りたい	13	
● みどり投資促進税制	● 農業改良資金	● 畜産経営環境調和推進資金
● 強い農業づくり総合支援交付金	● 産地生産基盤パワーアップ事業	● 農地利用効率化等支援交付金
● 担い手確保・経営強化支援事業	● 経営発展支援事業	● 畜産クラスター事業
● 国内肥料資源利用拡大対策	● GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト等	
・ 環境にやさしい農業の実践に向けて、地域で新たな取組を始めたい	19	
● みどりの食料システム戦略推進交付金	● グリーンな栽培体系への転換サポート	● 有機農業産地づくり推進
● SDGs対応型施設園芸確立	● 地域循環型エネルギーシステム構築	
・ 環境にやさしい農業への直接支払いや経営体への支援について知りたい	22	
● 環境保全型農業直接支払交付金	● 有機転換推進事業	● 環境負荷低減に向けた持続的生産支援(工コ畜事業)
・ J-クレジット制度について知りたい・活用してみたい	24	

## 加工・流通

## 食品事業者の方向け

・ 基盤確立事業の認定を受けるには？	25	
・ 有機農産物等の加工・流通の取組に活用できる支援措置について知りたい	27	
● 食品流通改善資金	● 農山漁村発イノベーション対策	● 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策
● GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト等	● 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業	
● 日本産酒類海外展開支援事業費補助金・酒類業振興支援事業費補助金		

## 消 費

## 農業者・食品事業者・市町村の方向け

・ 農産物の温室効果ガス削減の取組を発信したい	30
● 温室効果ガスの「見える化」実証	
・ 農産物の学校給食への活用や食育を進めたい	31
● 学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業	● 有機農業産地づくり推進
【付録】 みどり認定等に対する関連事業の優遇措置の状況	32

# 「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援(研究開発、資材・機械の生産・販売)

- みどりの食料システム法では、みどりの食料システム戦略の実現に向けた新たな技術の研究開発・実証や環境負荷低減に資する資材・機械等の普及拡大の取組を「**基盤確立事業**」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 基盤確立事業に取り組む事業者の方は、その**事業計画(基盤確立事業実施計画)**を作成し、**国(主務大臣)の認定**を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



## ● 認定の対象となる取組

- 本制度は、基盤確立事業の取組を通じて、農林漁業者が化学肥料・化学農薬の使用低減や有機農業、温室効果ガスの排出削減などに取り組もうとする際の**課題を解決**し、農林漁業者が**環境負荷低減に取り組みやすくなる**環境を整備することを目指すものです。
- 認定の対象となる基盤確立事業の内容は、**法に基づく国的基本方針**に定めています。

取組類型		取組内容
①	先端的技術の研究開発・実証	環境負荷の低減に対して効果のある技術の研究開発を行い、当該研究開発の成果の事業化を目指す事業
②	新品種の育成	病害虫抵抗性や少肥適応性等、環境負荷の低減に資する生産方式に適した新たな品種を育成する事業
③	環境負荷の低減に資する 資材又は機械の生産・販売	<b>【資材】</b> 堆肥を広域的に流通させるためのペレット堆肥や混合堆肥複合肥料、食品残さを活用した有機質肥料その他の環境負荷の低減に資する資材の製造及び販売に取り組む事業 <b>【機械】</b> 除草機や可変施肥機その他の環境負荷の低減に資する機械類の製造及び販売に取り組む事業
④	環境負荷の低減に資する 機械のリース・レンタル	環境負荷の低減に効果のあるスマート農業機械等の産地全体での導入の加速化に資する当該機械類等のリース・レンタル等を行う事業

# 「基盤確立事業の認定を受けるには？」



## みどりの食料システム法に基づく支援(研究開発、資材・機械の生産・販売)

### ● 主な支援内容

#### ① みどり投資促進税制

##### ■ 資材製造事業者向け

化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造に取り組む事業者の方は、設備投資を行う場合に**みどり投資促進税制**(特別償却)の適用を受けることができます。

##### ■ 機械メーカー向け

化学肥料・化学農薬の使用を低減させる農業機械等について、計画認定と合わせて確認を受けることで、**農業者向けみどり投資促進税制**の対象機種にできます。

#### ② 日本政策金融公庫等による低利融資

※別途、日本公庫等による審査が必要となります。

新たに開発した環境負荷低減に資する農業機械や生産資材等の製造設備等を導入する場合に、日本政策金融公庫の**新事業活動促進資金**について、**特別利率②**での貸付を受けられます。

#### ③ その他の支援措置

##### ■ 種苗法の特例

認定された基盤確立事業実施計画の成果として育成された新品種について、品種登録の**出願料及び登録料(1~6年目)を4分の3軽減**します。

##### ■ 行政手続のワンストップ化

事業実施に必要な施設整備等に関する農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続を、計画認定申請と同時に行うことができます。

**このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。**

### ● 申請の流れ・認定要件等

- 認定申請は**随時受け付けています**。認定をお考えの事業者の方は、取り組もうとしている事業内容が要件に合致するか等について、まずは**農林水産省に事前相談をお願いします**。

#### 事前相談はコチラまで

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ

midorihou\_kankyo\_bio@maff.go.jp ☎03-6744-7186

- 国の基本方針及び審査基準に基づき、「事業効果が広域的に波及するか」「事業内容に一定の先進性があるか」等の観点から審査を行います。  
認定要件の詳細については、あらかじめ農林水産省HPから御確認ください。



審査基準

- これまでに認定された計画の概要是農林水産省のHPに公表しています。



これまでの認定状況

# 「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



## 基盤確立事業者向け税制・融資

### ● みどり投資促進税制 (法人税・所得税)

令和6年度税制改正大綱【延長】

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、堆肥などの**化学肥料・化学農薬の代替となる生産資材を製造する設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却(特別償却)できます。(機械等:取得価額×32%、建物等:取得価額×16%)

対象者

化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を広域的に供給する事業者

対象設備

- 計画認定を受けた後、令和4年7月1日から令和8年3月31日までに取得したものであること
- 化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を製造する専門の機械等及び当該機械等と一緒に整備する建物  
(例:堆肥製造装置、バイオコンポスター、ペレット化装置、袋詰め装置など)

ポイント

- ① 計画認定を受けた後に機械等を取得する必要があります(タイミングに注意!)
- ② 確定申告の際に、必要書類等を記載して最寄りの税務署に申告してください
- ③ 補助金との併用も可能です

お問合せ先

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ(☎03-6744-7186)

### ● 新事業活動促進資金 <公庫中小事業・国民生活事業>

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、環境負荷低減に資する新たな資材・機械類の普及拡大に向けた設備投資を行う事業者の取組を、中小企業の経営革新等への支援を目的とする**日本政策金融公庫の低利融資**で支援します。

対象者

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、以下に取り組む中小企業

- ・ 環境負荷低減に資する資材・機械類の生産・販売
- ・ 環境負荷低減に資する機械類のリース・レンタル

詳しくはコチラ



使途・支援内容

- 当該事業の実施に必要な設備資金及び長期運転資金

(新たに開発した環境負荷低減に資する資材・機械の製造設備の取得など)

日本政策金融公庫HP

- 借入限度額 :

- ①中小企業事業 7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円)
- ②国民生活事業 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)

- 借入金利 : 2億7,000万円まで 特別利率②

- 貸付期間 : 20年以内

ポイント 基準金利より約0.65%  
利率が低くなります!

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

【留意点】公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

# 「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

## 基盤確立事業者向け税制・融資



### ● (株)脱炭素化支援機構(JICN)による投融資

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融資(リスクマネー供給)を(株)脱炭素化支援機構が実施します。

※JICNとは…地球温暖化対策推進法に基づき、国の財政投融資からの出資と民間からの出資を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する資金供給などの活動を行う株式会社です。

#### ✓ 支援基準



詳しくはコチラ

#### ✓ 政策的意義

- ①温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に資すること
- ②我が国の経済社会の発展や地方創生に地方貢献に貢献するなど

#### ✓ 民間事業者等のイニシアチブ

- 民間事業者等からの出資総額が、JICNからの出資額以上であることなど

#### ✓ 収益性の確保

- JICNによる適切な支援が行われることにより収益確保が認められることなど

#### ✓ 地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保

- 地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保することなど

#### 支援対象

温暖化ガスの排出削減・吸収と社会経済の発展に貢献する事業(分野・領域の指定ではなく、再生エネ発電、燃料、蓄エネ省エネ、設備機器や素材の製造、農林水産業、運輸・モビリティ、資源循環など多種多様な事業を対象とする)

#### ポイント

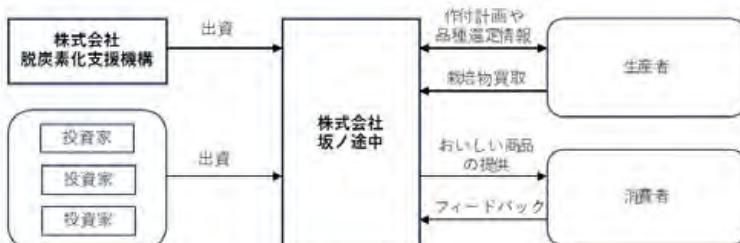
脱炭素に資する農業分野の取組(ソーラーシェアリング、バイオマス利活用、スマート農業、有機農業など)も支援対象となります!  
出資・融資の詳細な条件については、JICNにお問い合わせください。

#### お問合せ先

(株)脱炭素化支援機構 03-6257-3863

#### <コラム> (株)脱炭素化支援機構の投融資事例 (株)坂ノ途中

新規就農者を中心とした提携生産者が栽培した農産物の販売プラットフォームの運営などを行う(株)坂ノ途中は、(株)脱炭素化支援機構の出資を受け、有機農産物等の販売事業拡大に伴う出荷能力の強化や新規就農者が手掛ける有機栽培に関するデータ提供体制のさらなる整備を行います。



# 「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

## ● 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

みどり認定ポイント加算対象

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者による、堆肥製造施設やバイオ炭製造施設等の整備などの取組を支援します。

### 実施主体

地方公共団体、民間事業者等(肥料製造業者、JAなど)

### 主な採択要件

- 県域等を越えて効果が波及するなどの広域性を持った事業計画であること
- 技術の普及状況に鑑み、先進性を持った事業計画であること
- 認定を受けた基盤確立事業の実施に必要な設備投資であること

### ポイント

個社単位でも活用可能です！

まだ「基盤確立事業実施計画の認定」を受けていなくても応募できます！

予算審査の過程で基盤確立事業実施計画の審査を同時に行います。まずは都道府県の交付金窓口にご相談ください

### 支援内容

- 基盤確立事業を実施するために必要なハード支援(1/2以内)  
(堆肥化処理施設、ペレタイザー、バイオコンポスターの整備・補改修など)
- 基盤確立事業を実施するために必要なソフト支援(定額)  
(肥効分析に係る費用、技術普及に係るマニュアル作成など)

### お問合せ先

最寄りの都道府県庁

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

## ● バイオマスの地産地消対策

みどり認定ポイント加算対象

地域のバイオマス(家畜排せつ物、食品残渣など)を活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・施設整備を支援するとともに、液肥散布車の導入やバイオ液肥の散布実証のための取組を支援します。

### 実施主体

地方公共団体、民間事業者等(発電事業者、食品事業者、畜産農家など)

### 主な採択要件

- エネルギー調達の環境負荷をバイオマスの活用により低減する計画であること
- 災害時に地域にエネルギーを供給できるなど、レジリエンス強化につながること

### 支援内容

- 地産地消型バイオマスプラントの導入(1/2以内)  
(原料受入設備、前処理装置、混合調整槽、発酵槽、ガス化炉、発電機、貯留槽、熱利用施設など)
- バイオ液肥散布車の導入(1/2以内)  
(バイオ液肥の肥料利用を促進するためのバイオ液肥散布車の導入)
- バイオ液肥の利用促進(定額)  
(肥効分析に係る費用、散布実証など)

### ポイント

- ① バイオマスプラントの整備のみでなく、液肥散布車、肥効実証も単独で実施できます！
- ② 売電を行う場合、一部の施設が補助対象外になる場合があります

### お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局食品企業課

# 「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



## ● 国内肥料資源利用拡大対策事業

みどり認定ポイント加算対象

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を受けにくい生産体制づくりを支援します。

**実施主体**

農業者の組織する団体、肥料製造事業者、肥料原料供給事業者など

**主な採択要件**

- 原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携を位置付けた「連携計画」を作成すること

**支援内容**

- 堆肥化処理施設、ペレット化施設等の整備(1/2以内)
- 肥料散布や土壤分析に必要な機械の導入(1/2以内)
- 肥料の試作、ほ場での効果実証の取組等(定額)

**ポイント**

- ・原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者がそれぞれ事業を活用することが可能です。また、施設整備のみならず、散布に必要な機械導入や栽培実証等、国内資源由来肥料の利用拡大に向け必要な取組を支援します。

**お問合せ先**

最寄りの地方農政局

## ● 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策

認定事業者ポイント加算対象

①新たな農業支援サービス事業体の育成、特定の地域で活動してきた事業体の他産地へのサービス展開の取組や②サービスの提供に要するスマート農業機械の導入等の取組に対して支援します。

**対象・要件**

農業支援サービス事業体

**支援内容**

①農業支援サービス事業体ビジネス確立支援:

- ・サービスの新規立ち上げや広域展開等の取組

定額(上限:1,500万円)

②スマート農業機械等導入支援:

- ・広域(複数の都道府県)にわたる事業展開に必要なスマート農業機械等の導入等

1/2以内、定額(上限:5,000万円、下限:原則500万円)

- ・概ね県域で行うサービスに必要なスマート農業機械等の導入

1/2以内(上限:1,500万円)

**ポイント**

【① 農業支援サービス事業体ビジネス確立支援】

予算による支援の他、農水省が別途採択するビジネス確立支援事業者から取組に関する助言も受けることができます。

【② スマート農業機械等導入支援】

広域に事業を行う場合は、実施主体の所在地又は主たる事業活動先を管轄する農政局に申請ください。

**お問合せ先**

農林水産省 農産局農産政策部技術普及課  
農業支援サービスユニット(☎ 03-6744-2221)

# 「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のうち

## ● 重点対策加速化事業

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体が策定する地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(以下、計画という)に基づき、太陽光発電設備やバイオマス発電・熱利用設備(事業の目標達成のために必要な木質チップ化・ペレット化設備を含む)などの地域共生再エネの導入等を複数年度にわたり包括的に支援します。

### 対象・事業要件

- エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に効果がある取組であること
- 地方公共団体が再エネ設備を一定以上導入する計画を策定していること  
(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市:1MW以上、その他の市町村:0.5MW以上)
- 以下の取組のうち、2つ以上を実施すること
  - ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
  - ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地  
(太陽光発電設備、その他再エネ発電設備、熱利用設備、その他基盤インフラ(自営線、熱導管等))
  - ③ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導
  - ④ 地域共生・地域裨益型再エネの立地
  - ⑤ ゼロカーボン・ドライブ
- 支援費:事業費の2/3~1/3以内(上限:20億円※)  
(※財務当局との要綱・要領等の調整の結果によって、内容の変更があり得ることご留意ください。)

### ポイント

地方公共団体が策定した計画に基づく設備投資であれば、民間事業者の取組も地方公共団体からの間接交付として支援対象になります。

### お問合せ先

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素推進課  
(☎ 03-5521-8233)又は、最寄りの地方環境事務所

# 「環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい」

## 「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出



### ● オープンイノベーション研究・実用化推進事業

認定事業者ポイント加算対象

産学官が連携して取り組む農林水産・食品分野の基礎研究や実用化段階の研究開発を支援する提案公募型の研究事業です。みどり戦略の推進に資する研究開発について「重要政策タイプ」と位置付けて推進しています。

#### 対象・要件

民間企業、大学、国立研究開発法人、公設試、農林漁業者が組織する団体等による研究コンソーシアム 等

#### ポイント

基盤確立事業実施計画の認定やみどり認定を受けた農業者が参画する場合、採択審査時の加点措置を設けています！

#### 支援内容

- 基礎研究ステージ（研究シーズを創出するための基礎段階の研究開発）  
研究実施期間：3年以内 委託研究費：3,000万円以内/年
- 開発研究ステージ（研究成果を社会実装するための研究開発）  
研究実施期間：5年以内 委託研究費：3,000万円以内/年

詳しくはコチラ



農研機構HP

#### お問合せ先

生物系特定産業技術研究センター イノベーション創出課（☎ 044-276-8995）  
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室（☎ 03-6744-7044）

認定事業者ポイント加算対象

### ● スタートアップへの総合的支援

スマート農業技術を活用したサービス事業体の創出や新たな技術開発・事業化を目指すスタートアップが行う、実現可能性調査や事業計画の策定、事業化に向けた研究開発等の取組を支援します。

#### 対象・要件

農林水産・食品分野で新たな技術開発を目指すスタートアップ  
(原則設立15年以内) 等

#### 支援内容

各研究フェーズに応じ、研究開発から事業化に向けた取組までサポートします

- スタートアップ等への伴走支援
- フェーズ0(発想段階):委託研究費:1,000万円以内(2年以内)
- フェーズ1(構想段階):委託研究費:1,000万円以内(1年以内)
- フェーズ2(実用化段階):委託研究費:1,000万円以内(2年以内)
- スーパーアグリクリエーター発掘支援

詳しくはコチラ



農研機構HP

#### ポイント

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者への採択審査時の加点措置を設けています！

#### お問合せ先

生物系特定産業技術研究センター スタートアップ支援課

メール：brain-stupweb[アット]ml.affrc.go.jp ([アット]を@に置き換えてください)

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室（☎ 03-3502-5530）



# 「環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい」

農林水産省

## ● 中小企業イノベーション創出推進事業(フェーズ3基金事業)

農林水産省が造成した基金を活用し、農林水産・食品分野における革新的な研究開発を行うスタートアップ等が実施する社会実装に繋げるための大規模技術実証(フェーズ3)を支援する事業です。令和5年12月28日に第1回目の採択結果を公表しております。

(<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/phase3kikin/index.htm#koubo1kekka>) 第2回目の公募は、令和6年4月以降に実施する予定です。

### 対象・要件

- 原則、設立15年以内の先端技術を有するスタートアップ
- 上記スタートアップの技術を活用したコンソーシアム 等

詳しくはコチラ



JATAFF HP

### ポイント

第1回目の公募では、「温室効果ガスの削減等に資する農業技術実証」など、みどりの食料システム戦略の実現に貢献する技術についても募集しました。  
第2回目の公募は追って、以下のHPでお知らせいたします。

### 支援内容

- まだ社会実装されていない先端技術分野の大規模技術実証
- 事業期間は令和5年度～令和9年度まで(実証期間は最長5年)
- 補助率は、スタートアップ:10/10 (その他中小企業等:1/2)



農水省HP

### お問合せ先

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会【JATAFF】 (☎ 03-3509-1161)

<https://sbir3.jataff.or.jp/>

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 (☎ 03-6744-7044)

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/phase3kikin/index.htm>

# 「環境負荷低減に活用できる新技術を知りたい・広めたい」



## ● 「みどりの食料システム戦略」技術カタログ

認定事業者を掲載

- みどり戦略に掲げた各目標の達成に貢献し、現場への普及が期待される技術について、「みどりの食料システム戦略」技術カタログとしてとりまとめ、農林水産省HPに公開しています。
- 農業・畜産業を対象とし、近年(直近10年程度)開発された技術(現在普及可能な技術)と、近い将来利用可能となる開発中の技術(2030年までに利用可能な技術)について紹介していますので、有機農業やJ-クレジット等に取り組む際に御活用ください。
- Ver.4.0は、2024年春に公表予定です。(最新はVer.3.0)



詳しくはコチラ



農水省HP

## ● 掲載候補の募集について

- 農林水産省では、カタログへの掲載候補について、以下のとおり募集しています。
- Ver.4.0から、認定事業者については、応募に関わらず掲載する予定です。

### 募集対象技術

1. みどりの食料システム戦略の実現に貢献すること
2. 技術の導入効果が実証等により定量的に把握されていること
3. 農業者等が実際に入手・活用できる技術であること
4. 掲載技術の権利関係が明確でありトラブル等がないこと
5. 環境や営農に悪影響を及ぼさない技術であること
6. その他、公的なカタログに掲載するにふさわしい技術であること

### 応募方法

技術の実証を行った地域、普及が見込まれる地域、または研究機関が所在する地域の地方農政局等ごとに募集しています。

詳しい応募方法は、各地方農政局等のホームページをご確認ください。

※Ver.4.0の募集期間は終了しています。なお、次回の募集は夏頃を予定しています。  
詳細については農林水産省「みどりの食料システム戦略」技術カタログのホームページ等でお知らせします。

### お問合せ先

農林水産省 大臣官房政策課 技術政策室 (☎ 03-6744-0408)

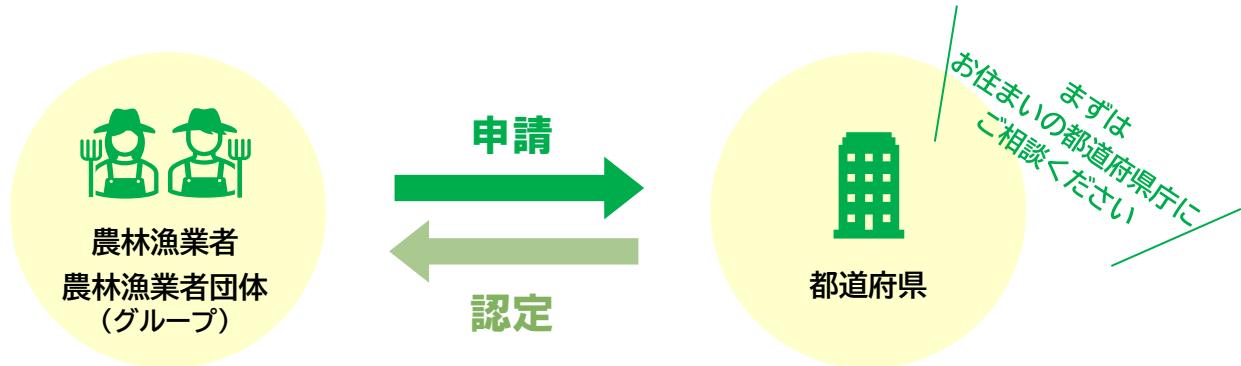
(個別技術の内容に関しては、カタログに記載の各お問合せ先に御連絡ください。)

# 「みどり認定を受けるには？」



## みどりの食料システム法に基づく支援(農林漁業者向け)

- みどりの食料システム法では、農林漁業に由来する環境負荷の低減を図るために行う取組を「環境負荷低減事業活動」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 環境負荷の低減に取り組む**5年間の事業計画(環境負荷低減事業活動実施計画)**を作成し、**都道府県知事の認定**を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



## ● 認定の対象となる取組

- 環境に配慮した農林漁業の取組が**幅広く対象**になっています。  
(認定対象となる具体的な取組内容は、都道府県・市町村が作成する基本計画に定められています。  
事業計画作成の際は、**まずはお住まいの都道府県庁に相談**してください。)
- 基本計画に定められた**特定区域(モデル地区)**では、地域ぐるみで行う環境負荷低減の取組を特定環境負荷低減事業活動実施計画として認定を受けることができます。

計画種別	申請者 (個人・団体)	活動類型
環境負荷低減事業活動実施計画	農業者	土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の一体的取組（有機農業を含む）
		温室効果ガスの排出量の削減 (秋耕、中干し期間の延長、ヒートポンプの導入、省エネ機械・資材の導入など)
		その他の告示に定める活動 ① 土壤を使わない栽培方式における化学肥料・化学農薬の使用削減 ③ バイオ炭の農地への施用 ④ プラスチック資材の排出・流出の抑制、使用量の削減 (生分解性マルチの使用、プラスチック被覆肥料の代替技術の導入など) ⑤ 化学肥料・化学農薬の使用低減と一体的に行う生物多様性保全の取組 (冬期湛水、江の設置など)
	農業者以外 (畜産業・林業・漁業)	温室効果ガスの排出量の削減（省エネ機械の導入、家畜排せつ物管理方法の変更など） その他の告示に定める活動 ② アミノ酸バランス改善飼料の給餌、養殖業における給餌方法の改善など ④ プラスチック資材の排出・流出の抑制、使用量の削減
特定環境負荷低減事業活動実施計画	特定区域で活動する農林漁業者 (原則二戸以上)	地方自治体の基本計画に定める以下のいずれかの活動 ① 有機農業 ② 廃熱等の地域資源の活用による温室効果ガスの排出量の削減 ③ 先端技術を活用した環境負荷低減の取組

# 「みどり認定を受けるには？」



## みどりの食料システム法に基づく支援(農林漁業者向け)

### ● 主な支援内容

#### ① 設備投資初年度における所得税・法人税の軽減

- みどり投資促進税制(特別償却) ※化学農薬・化学肥料の使用低減に取り組む場合に限ります。

#### ② 日本政策金融公庫等による無利子・低利融資

※別途、日本公庫等による審査が必要となります。

- 農業改良資金(無利子・償還期間の延長)
- 林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金(無利子・償還期間の延長)
- 畜産経営環境調和推進資金

#### ③ 行政手続のワンストップ化

地域ぐるみの取組(特定環境負荷低減事業活動実施計画)に必要な施設整備等に関する農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手續のワンストップ化

このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。

### ● グループ申請が可能です！

- 農協の生産部会など、同じ品目や取組を行う生産者がまとまって1つの計画を作成し、グループ(団体)として申請し、認定を受けることが可能です。
- グループ申請の場合も、計画に含まれる構成員は税制等の特例を活用することができます。

#### グループ申請のイメージ

##### [例1]

栽培暦など、共通の栽培方法に基づき環境負荷低減を実践している農協の生産部会



化学肥料・化学農薬を削減した栽培暦等に基づいた一つの計画

##### [例2]

農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組みながら、構成員のそれぞれが環境負荷低減に取り組む集落営農組織



環境負荷低減に取り組む構成員それぞれの複数の計画

# 「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定向け税制特例(法人税・所得税)

## ● みどり投資促進税制

令和6年度政府税制大綱【延長】

みどり認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却(特別償却)できます。

(機械等:取得価額×32%、建物等:取得価額×16%)

### 対象者

青色申告を行う農業者又は農業者の組織する団体で  
みどり認定を受けて化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む方

### 対象設備

■ みどり認定を受けた後、令和4年7月1日から令和8年3月31日までに  
取得したものであること

■ 次の2点を満たす機械のほか、機械と一体的に整備する建物も対象

✓ 取得価額の合計が100万円以上であること

✓ 農水省HPに掲載された対象機械であること

(局所施肥機、除草機、堆肥散布機、色彩選別機、園芸施設の灌水施肥装置など60機種以上)

対象機械はコチラ



### ポイント

- ① みどり認定を受けた後に機械等を取得する必要があります（タイミングに注意！）
- ② 確定申告の際に、必要書類等を記載して最寄りの税務署に申告してください
- ③ 補助金との併用も可能です

### お問合せ先

最寄りの都道府県

### ポイント

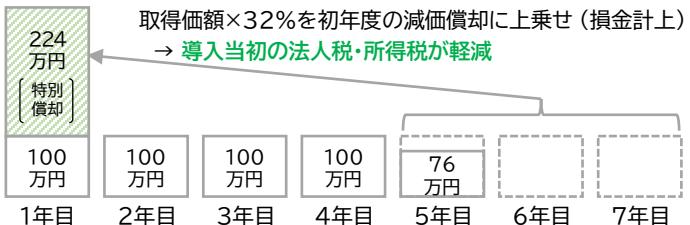
特別償却の活用により、

- ・導入当初の税負担軽減による  
キャッシュフローの改善
- ・償却費用の前倒しによる  
投下資金の早期回収

などの効果が期待できます

### 【特別償却のイメージ】

700万円・耐用年数7年の農業機械を導入　※定額法の場合



### <コラム>みどり投資促進税制の活用事例（滋賀県・中道農園）

有機栽培を中心に水稻40haで経営する滋賀県の中道農園では、全国で初めてみどり認定を取得して水稻有機栽培面積の拡大に取り組んでおり、作業の効率化に必要となる水田除草機の導入にみどり投資促進税制を活用しています。

代表の中道さんは、みどり投資促進税制について、「スピード感を持って次の設備投資がしやすい。購入費補助よりも、農家本来の能力が生かせる。」と評価しています。



# 「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

## みどり認定向け融資制度



### ● 農業改良資金 <公庫農林事業>

環境負荷低減に取り組みながら「収量・品質の向上」や「コスト・労働力の削減」を目指す新たな取組（＝農業改良措置：新作物・新技術の導入、加工事業の開始など）を、無利子資金で支援します。

#### 対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた農業者

#### ポイント

都道府県知事による「貸付資格の認定」と「みどり認定」を同時に受けることが可能です

まずは「みどり認定を受けて農業改良資金を借りたい」ことを各都道府県庁（又は公庫支店）に御相談ください。

#### 使途・支援内容

- 農業改良措置を実施するために必要な資金

（農業経営用施設・機械等の改良・造成・取得、農地等の改良、農産物加工施設の改良・造成・取得など）

- 借入限度額：（個人）5,000万円、（法人・団体）1億5,000万円

- 借入金利：無利子

- 償還期間：12年以内

#### 【留意点】

・公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。  
・国の補助金を含む補助事業との併用はできません。

#### 取扱融資機関

株日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

### ● 畜産経営環境調和推進資金 <公庫農林事業>

環境負荷低減に取り組むために、家畜排せつ物をたい肥化するための施設・機械等を整備する取組を、**低利資金**で支援します。

#### 対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた畜産農業者

#### ポイント

みどり法に基づく計画を家畜排せつ物法に基づく計画とみなします

まずは「みどり認定を受けて畜産経営環境調和推進資金を借りたい」ことを各都道府県庁（又は公庫支店）に御相談ください。

#### 使途・支援内容

- 处理高度化施設又は共同利用施設に必要な資金

（堆肥舎・自動攪拌機の改良・造成・取得など）

- 借入限度額：負担額の80%又は次のいずれか低い額  
(個人) 3,500万円、(法人) 7,000万円 等

- 借入金利：1.1%（令和5年12月現在）

- 償還期間：20年以内

#### 【留意点】

公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

#### 取扱融資機関

株日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

# 「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定ポイント加算対象

## ● 強い農業づくり総合支援交付金(うち産地基幹施設等支援タイプ)

化学肥料・化学農薬の使用低減や有機農業の拡大、GHG排出削減の推進などに必要な産地の基幹施設※の整備をみどりの食料システム戦略推進枠を設けて支援します。

### 実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等

### 主な採択要件

- 受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上
- 面積要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること

### ポイント

「環境負荷低減に関する目標」と「収益性の向上に関する目標」を1つずつ設定します

通常は、単収の向上や生産コストの低減といった収益性の向上に関する成果目標を2つ選択しますが、みどり戦略推進枠では、そのうちの1つを「有機農業の取組面積の拡大」や「化石燃料の使用量の削減」など環境負荷低減に関する目標の設定に代えることができます。

- 原則として総事業費が5,000万円以上であること

等

### 支援内容

1/2以内 (国費上限額:20億円 ※施設や事業実施主体等により変更あり)

※ ヒートポンプを導入した低コスト耐候性ハウス、バイオ炭製造施設、農産物処理加工施設など  
強い農業づくり総合支援交付金の産地収益力の強化で対象となるすべての施設が対象となります。

### お問合せ先

最寄りの都道府県 又は 各地方農政局生産部生産振興課

## ● 産地生産基盤パワーアップ事業(うち収益性向上タイプ)

生産コストの低減や販売価格の増加などの収益力強化に向けた施設・機械の整備について、化石燃料の使用低減に資する設備等を優先採択する施設園芸エネルギー転換枠を設け、支援します。

### 実施主体

産地パワーアップ計画に参加する農業者、農業者の組織する団体

### 事業要件

- 産地パワーアップ計画において、収益性向上に係る成果目標が設定されており、基準を満たしていること
- 面積要件等を満たしていること

等

### ポイント

目標に沿って成果目標を最大2つまで設定し、配分基準となるポイントを算出します。

イネなどの一部の作物については、みどり認定に関する目標設定も可能です。

化石燃料の使用低減に役立つヒートポンプなどの導入については施設エネルギー転換枠にエントリーできます。

※産地パワーアップ計画に、以下の目標を設定するなどの要件があります

- ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大
- ② 燃油使用量の15%以上の低減

### 支援内容

1/2以内 (国費上限額:20億円 ※施設や事業実施主体等により変更あり)

### お問合せ先

最寄りの都道府県 又は 各地方農政局生産部生産振興課

# 「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



## ● ①農地利用効率化等支援交付金 ②担い手確保・経営強化支援事業

みどり認定優先枠

みどりの食料システム戦略を踏まえた環境に配慮した営農に必要な農業用機械・施設の導入について、①ではグリーン化優先枠・②ではみどり農業推進優先枠を設けて支援します。

### 対象者

将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者(事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む)等

### 主な採択要件

- 融資を活用して農業用機械・施設の導入を行うこと
- 成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること

等

### ポイント

みどり認定を受けて、化学肥料・農薬の使用削減やGHG削減に取り組む方を対象とする優先枠があります

### 支援内容

補助率：①事業費の3/10以内、②事業費の1/2以内

配分上限額：①個人・法人問わず1経営体当たり300万円 等

(必要な要件を満たす場合は600万円)

②法人:3,000万円、法人以外:1,500万円 等

### お問合せ先

最寄りの市町村 又は 各地方農政局経営・事業支援部経営支援課

### 新規就農者育成総合対策のうち

## ● 経営発展支援事業

みどり認定ポイント加算対象

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が補助します。

### 対象者

認定新規就農者

### 主な採択要件

- 独立・自営就農時の年齢が、49歳以下であること
- 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 本人負担分について、交付対象者が金融機関から融資を受けること

### ポイント

経営開始資金(年間最大150万円×最長3年間)も併用することができます。

親元就農の場合も活用可能です。

### 支援内容

補助率:都道府県が支援する額の2倍 (国費上限1/2以内)

補助対象事業費上限:1,000万円(経営開始資金の交付対象者は500万円)

(機械・施設等の取得、改良又はリース、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植など)

### お問合せ先

最寄りの市町村

# 「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定ポイント加算対象

## ●畜産クラスター事業（施設整備事業・機械導入事業）

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な家畜排せつ物の処理施設や機械の導入等を支援します。

### 実施主体

畜産クラスター協議会(畜産を営む者、地方公共団体、農業者の組織する団体  
その他の関係者が参画し設立する協議会)

### ポイント

- ① 畜産クラスター計画の評価に当たり、みどり認定ポイント加算に加えて、認定事業者が堆肥の高品質化・ペレット化等を行う場合の加算があります。
- ② 施設整備事業に係る事業計画の評価に当たってもみどり認定ポイント加算があります。

### 支援内容

■ 施設整備事業・機械導入事業(1/2以内)

(家畜排せつ物処理施設、ペレタイザー、マニュアスプレッダーなど)

### お問合せ先

農林水産省畜産局企画課 (☎ 03-3501-1083)

みどり認定ポイント加算対象

## ●国内肥料資源利用拡大対策事業(再掲)

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を受けにくい生産体制づくりを支援します。

### 実施主体

農業者の組織する団体、肥料製造事業者、肥料原料供給事業者など

### 主な採択要件

- 原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携を位置付けた「連携計画」を作成すること

### 支援内容

- 堆肥化処理施設、ペレット化施設等の整備(1/2以内)  
■ 肥料散布や土壌分析に必要な機械の導入(1/2以内)  
■ 肥料の試作、ほ場での効果実証の取組等(定額)

等

### ポイント

・原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者がそれぞれ事業を活用することが可能です。  
また、施設整備のみならず、散布に必要な機械導入や栽培実証等、国内資源由来肥料の利用拡大に向け必要な取組を支援します。

### お問合せ先

最寄りの地方農政局

# 「生産・流通体系の転換に関する支援が知りたい」



特定区域ポイント加算対象

グローバル产地生産流通基盤強化緊急対策のうち

## GFP大規模輸出产地生産基盤強化プロジェクト

グローバル产地づくり推進事業のうち

### 大規模輸出产地モデル形成等支援事業

輸出产地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた、生産から現地販売までの一気通貫したサプライチェーンを確立するための取組を支援します。

#### 実施主体

都道府県または都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

#### 主な採択要件

- 地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化すること
- 海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産への転換や流通体系の転換への取組を推進する事業実施計画となっていること
- 地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る経費(定額)
- 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出产地のモデル構築に係る経費(定額)

#### 支援内容

#### ポイント

- ①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化と、  
②生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出产地のモデル構築  
の両方の取組を行うことが必要です。

#### 問い合わせ先

輸出国際局輸出支援課(03-6744-7172)

# 「環境にやさしい農業の実践に向けて、 地域で新たな取組を始めたい」

## ● みどりの食料システム戦略推進交付金

みどり戦略推進交付金は、これから環境負荷低減をはじめようとする地域の取組を都道府県を通じて支援するものです。まずは最寄りの都道府県庁にご相談ください。



### 取組メニュー

取り組みたい内容に応じて、以下のメニューを選んで活用いただくことができます。

#### ● 推進体制整備

地域におけるみどり戦略推進に向けた計画の点検・改善や各種調査・検討のほか、有機農業指導員等の人材育成を通じた推進体制の整備を支援します。主に地方公共団体向けのメニューです。

#### ● グリーンな栽培体系への転換サポート

(詳細はP.20参照)

環境にやさしい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術の検証やその定着を図る取組を支援します。

#### ● 有機農業産地づくり推進

(詳細はP.20参照)

有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費までの一貫した取組を推進していくため、市町村が中心となって行う体制づくりや試行的な取組を支援します。

#### ● 有機転換推進事業

(詳細はP.23参照)

新たに有機農業への転換等を行う農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など、有機農業の生産開始にあたって必要な経費を支援します。

#### ● SDGs対応型施設園芸確立

(詳細はP.21参照)

持続可能な施設園芸への転換を促進するため、SDGsに対応した環境負荷軽減と収益性向上を両立する施設園芸モデル産地の育成に向けた技術の検証等の取組を支援します。

#### ● 地域循環型エネルギーシステム構築

(詳細はP.21参照)

地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のため、営農型太陽光発電の導入実証や未利用資源のエネルギー利用に向けた調査・検証の取組を支援します。

#### ● バイオマスの地産地消・環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策 (詳細はP.5、P.27参照)

エネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラントの導入や副産物であるバイオ液肥の利用促進に向けた取組等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づく認定基盤確立事業の実施に必要な堆肥製造施設や有機農産物等の集出荷施設等の施設整備を支援します。



「産地に適した環境負荷低減の技術を導入したい」

「地域ぐるみで有機農業の産地づくりを進めたい」

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

## ● グリーンな栽培体系への転換サポート

みどり認定ポイント加算対象

「環境にやさしい栽培技術※」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換に向けて、それぞれの産地に適した技術の検証とその定着を図る取組を支援します。

※化学農薬・肥料の使用量の低減、有機農業の拡大、温室効果ガスの削減に資する技術

### 実施主体

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

※農業者に加えて、都道府県(普及組織)又は農業協同組合(営農指導事業担当)が事業に参加すること

詳しくはコチラ



### 主な採択要件

- 栽培体系の転換に向けた技術検証を行うこと
- 普及に向けた栽培マニュアル・産地戦略(ロードマップ)を策定すること

### ポイント

#### ① 効果やコストが気になって導入をためらっている技術があれば、ぜひ本事業を活用ください！

本格的な導入の前に技術検証に取り組むことで、不安を払拭して導入を進めることができます。

検証の結果、産地への導入が難しいとなった場合でも、要因分析をすれば技術検証等の費用は助成対象となります。

#### ② 検証に必要なスマート農業機械等の導入費も助成対象となります(1/2以内)

### 支援内容

栽培体系の検証等:定額(交付上限:1地区当たり300万円又は360万円※1)

機械導入:1/2以内(上限なし)、消費者理解の醸成:定額(交付上限:30万円※2)

※1 有機農業に取り組む場合や、環境負荷低減の取組が複数の場合に360万円

スマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証に取り組む場合は、交付上限額を100万円引き上げ[R6当初のみ]

※2 栽培体系の検証等の交付上限額の内数

### お問合せ先

最寄りの都道府県庁(普及センター等)又は 各地方農政局生産部生産技術環境課

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定ポイント加算対象※

## ● 有機農業産地づくり推進

※ みどり法に基づく認定の他、有機農業に関する栽培管理協定を締結している場合等に加算

有機農業の団地化など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者・事業者・地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりを推進します。

### 実施主体

市町村 又は 市町村を含む協議会

### 事業要件

- 地域における有機農業の取組方針等を定めた有機農業実施計画の策定及び、その実現に向けた取組の実施

### ポイント

#### 市町村が中心となって、生産から消費までの一貫した取組や目標について計画を作成しましょう！

地域の関係者で検討会を実施し、有機農産物の生産、流通・加工、消費等の各段階における

具体的な取組内容や目標、推進体制をとりまとめた有機農業実施計画を策定することにより、気運を醸成しましょう。

- 農業機械等をリース導入する場合、対象者、設備・機械の範囲、利用条件、契約条件、助成額に要件があるので、ご相談ください。

### 支援内容

定額 (機械導入は1/2以内 )

詳しくはコチラ



### お問合せ先

最寄りの市町村 又は 各地方農政局生産部生産技術環境課

# 「施設園芸の省エネ化や再エネの活用に取り組みたい」



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

## ● SDGs対応型施設園芸確立

みどり認定ポイント加算対象

環境負荷軽減の技術を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進するため、SDGsに対応し、環境負荷軽減と収益性向上を両立したモデル産地を育成する取組を支援します。

### 実施主体

協議会(農業者等、都道府県、民間事業者により構成)

### 事業要件

- 協議会には農業者(個人、法人)または農業者の組織する団体、都道府県等の行政機関の参画が必要です。(新技術の実証を行う場合、民間事業者の参画も必要)
- 5戸以上の農業者の参画が必要です(一部例外あり)。

### ポイント

#### 行政機関を中心に環境にやさしい施設園芸を行いたい農業者の参加を促しましょう！

本事業は、SDGsに対応した施設園芸における産地づくりを目指すものであり、行政機関が中心となって、地域の施設園芸農家に積極的に働きかけ、協議会を構成しましょう。自治体の普及機関や試験研究機関が核になるのもポイントです。

### 支援内容

SDG対応型産地づくりに向けた検討会開催、新技術の実証、省エネ機器設備等の導入実証、環境への影響評価、マニュアル作成・情報発信の取組を支援します。

交付単価：定額（省エネ機器設備等の導入実証は1/2以内等）

### お問合せ先

最寄りの都道府県 又は 各地方農政局生産部園芸特産課

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

## ● 地域循環型エネルギーシステム構築

みどり認定ポイント加算対象

地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための  
営農型太陽光発電や未利用資源のエネルギー利用を推進します。

### 対象者

①営農型太陽光発電のモデル的取組支援：協議会等

②未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援：市町村等

### 事業要件

①の協議会については、「農業者」「発電事業者」「都道府県・市町村・農業委員会  
もしくは地域の農業者が組織する団体」を構成員とする必要があります。

### ポイント

#### 発電した電気を地域で利用するモデルを検討しましょう！

本事業により導入した発電設備を用いて発電した電気に関して、固定価格買取制度(FIT制度)又は電力市場と連動した買取制度(FIP制度)による売電はできません。原則として、発電した電気は協議会内で利用いただきます。

### 支援内容

①営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ごとの条件に適した太陽光パネル下での収益性確保に向けた作目選定や栽培体系・  
設備の設計の検討、最適化された営農型太陽光発電設備の導入実証を支援します。

交付単価：定額(太陽光発電設備に係る経費は1/2以内)

②未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

木質バイオマス施設等における未利用資源の活用のための調査などを支援します。

交付単価：定額

### お問合せ先

最寄りの都道府県 又は 各地方農政局食品企業課

# 「環境にやさしい農業への直接支払いについて知りたい」



## ● 環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

### 実施主体

農業者の組織する団体※1、一定の条件※2を満たす農業者等

※1 同一団体内に2名以上の環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取り組む農業者が必要です。  
※2 一定の条件とは以下の通りです。  
単独で事業を実施する農業者（個人・法人）は  
・集落の耕地面積の一定割合以上の農地で、支援対象活動を行う場合  
・複数の農業者で構成される法人（農協除く）  
のいずれかに該当し、市町村が特に認める場合

### 主な採択要件

- 主要農作物について販売することを目的に生産を行っていること
- みどりのチェックシートの取組を実施していること
- 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に関する活動等）に取り組むこと

### ポイント

支援を受けるには、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上削減する取組が必要です！

化学肥料・化学合成農薬の削減については地域の慣行レベルと比較して5割以上であることが条件です。  
化学肥料・化学合成農薬の削減だけでは支援は受けられませんのでご注意ください。

詳しくはコチラ



### 支援内容

#### ○ 支援対象となる取組

#### ■ 全国共通取組

国が定めた全国を対象とする取組

有機農業※、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種、長期中干し、秋耕  
※国際水準レベルでの実施が必要（ただし、有機JAS認証取得は問わない）

#### ■ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

#### ■ 取組拡大加算

農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動

本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

### ○ 交付単価

全国共通取組		交付単価（/10a）
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 土壌診断に加え、堆肥施用、緑肥施用※のいずれかを実施する場合、2,000円加算。	12,000円
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
	堆肥の施用	4,400円
	カバークロップ	6,000円
	リビングマルチ（うち小麦、大麦等）	5,400円（3,200円）
	草生栽培	5,000円
	不耕起播種	3,000円
	長期中干し	800円
	秋耕	800円

### 地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

### 取組拡大加算

交付単価 4,000円/10a（新規取組面積あたり）

※カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれか

### <コラム>制度の見直しについて

「環境保全型農業直接支払交付金」は、令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

### お問合せ先

最寄りの市町村 又は都道府県、各地方農政局生産部生産技術環境課等



# 「有機農業への転換を行う経営体への支援について知りたい」

## 「環境負荷軽減に取り組む酪農・肉用牛経営体への支援について知りたい」

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定が要件\*

### ● 有機転換推進事業

\* みどり法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることが要件

新たに有機農業への転換等を行う農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産開始にあたり必要な経費を支援します。

#### 対象者

有機農業に取り組む新規就農者  
又は 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者

#### 事業要件

- 主な要件は以下のとおりです
  - ・みどり認定農業者であること
  - ・営農の一部又は全部で将来的に国際水準の有機農業に取り組む予定であること
  - ・販売を目的としていること

#### ポイント

- ① みどり認定を受けている又は成果目標年度までに受ける予定であることが必要です
- ② 事業実施の2年後を目標に、有機農業に取り組む面積を拡大(又は維持)しましょう
- ③ すでに有機農業に取り組んでいる場合、同一品目での規模拡大は対象になりません

#### 支援内容

有機種苗の購入、土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備に必要な経費を支援します。(交付単価：2万円/10a以内)

#### お問合せ先

最寄りの市町村 又は 各地方農政局生産部生産技術環境課等

### ● 環境負荷低減に向けた持続的生産支援対策(エコ畜事業)

温室効果ガス排出削減に取り組んでいる酪農・肉用牛経営体を支援します。

#### 対象者

酪農・肉用牛経営体

#### 事業要件

- 飼料作物の作付面積が北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上であること
- 酪農経営体は生乳を出荷、肉用牛経営体は牛を出荷していること
- 下記の温室効果ガス削減の取組を実施していること 等

#### 支援内容

- 以下の(i)～(iii)の取組に対して、交付金を交付します

- (i) 飼料生産に係る温室効果ガス排出削減(15,000円/ha以内)  
(①放牧、②不耕起栽培、③消化液の利用、④化学肥料の削減のうち、2つ以上を実施。酪農は別途特認メニュー有)
- (ii) 有機飼料の生産(45,000円/ha以内) ※(i)と併用は不可
- (iii) 牛からのメタンガス排出の削減(2,000円/頭以内)(酪農のみ)  
(乳用経産牛への脂肪酸カルシウムの給与) (1経営体当たり100頭を上限、1年限り)

#### ポイント

飼料作付面積には、二期作・二毛作の面積も含むことが可能です

複数の経営体でグループを形成し、共同で取組を実施することも可能です

#### お問合せ先

各地方農政局生産部畜産課



# 「Jークレジット制度について知りたい・活用してみたい」

## ● 農業分野におけるJークレジット制度の活用

Jークレジット制度は、CO<sub>2</sub>等の排出削減量・吸収量を国が認証し、取引を可能とする制度です。農業者は、クレジットの販売収入が期待できます。

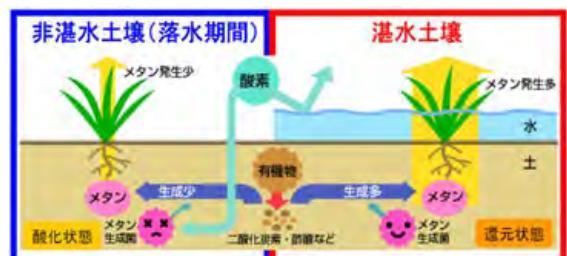
### 対象となる取組例

- 水稻の中干し期間の延長
- バイオ炭の農地施用
- アミノ酸バランス改善飼料の給餌
- 家畜排せつ物管理方法の変更
- 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌
- 省エネ設備(ヒートポンプ、空調設備等)の導入 など



### 水稻の中干し期間延長によるメタンの削減

- 水田から発生するメタンは、嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより生成されます。
- 中干し期間を、直近2か年の実施日数より7日間以上延長し(排水期間を長くする)、所定の審査を受けることで、クレジット化が可能です。



(図の出典:つくばリサーチギャラリー)

### 制度活用の流れ

- Jークレジット制度の活用に当たっては、
  - ① プロジェクト計画書の作成・審査、登録
  - ② 計画書に従った削減データのモニタリング・収集
  - ③ 報告書の作成・検証、クレジットの認証
 を受ける必要があります。
- 個別の削減活動を、取りまとめて一括で申請できる「プログラム型」の活用が効果的です。自治体やJA、地域の協議会等で参加をご検討ください。
- 既存の取りまとめ事業者のプロジェクトに参加することも可能です。

詳しくはコチラ



### 支援策

- 中干し期間の延長やバイオ炭の農地施用による生育への影響確認には、みどりの食料システム戦略推進交付金(グリーンな栽培体系への転換サポート)が活用可能です。
- プロジェクト計画書の作成支援や審査費用に関する支援の仕組みがあります。

### お問合せ先

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ(03-6744-2473)

# 「基盤確立事業の認定を受けるには？」

## みどりの食料システム法に基づく支援（需要の開拓・流通の合理化）



- みどりの食料システム法では、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物等を用いて行う新商品の開発・生産や需要の開拓、当該農林水産物等の流通の合理化に向けた取組を「基盤確立事業」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 基盤確立事業に取り組む事業者の方は、その事業計画(基盤確立事業実施計画)を作成し、国(主務大臣)の認定を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



### ● 認定の対象となる取組・認定要件

- 本制度は、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物が再生産可能な価格で十分な量が流通され、付加価値の向上が図られることで、農林漁業者が持続的に環境負荷低減に取り組める環境を整備することを目指すものです。
- 認定の対象となる基盤確立事業の内容は、法に基づく国の基本方針に定めています。

取組類型	取組内容
環境負荷低減農林水産物等を用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓	環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物を活用した新商品の開発、製造又は当該新商品の販路の拡大を行う事業
環境負荷低減農林水産物等の流通の合理化	環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物について、荷捌き業務の合理化、調製、保管若しくは配送の共同化、又は品質管理若しくは販売情報管理の高度化等、既に用いている流通の方式を改善し又は新たな流通の方式を導入する事業

#### 主な認定要件

以下の要件に加え、「事業効果が広域的に波及するか」「事業内容に一定の先進性があるか」などの観点から審査を行います。

- 有機農産物や特別栽培農産物などの環境負荷の低減を図る取組を通じて生産された農林水産物を取り扱う取組であること
- 当該農林水産物を新たに取り扱う、又は従来よりも取引量を増加させるものであること
- 農林水産物の安定調達に向けた農林漁業者との取引関係を構築するものであること

# 「基盤確立事業の認定を受けるには？」

## みどりの食料システム法に基づく支援（需要の開拓・流通の合理化）



### ● 主な支援内容

#### ① 日本政策金融公庫等による低利融資

※別途、日本公庫等による審査が必要となります。

みどり法に基づく計画を、食品等流通法の**食品等流通合理化計画**とみなして認定を受けることで、事業の実施に必要な食品等の製造施設、流通施設等を整備する場合に日本政策金融公庫の**食品流通改善資金**の貸付を受けられます。

#### ② その他の支援措置

##### ■ 行政手続のワンストップ化

事業実施に必要な施設整備等に関する農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続を、計画認定申請と同時に行うことができます。

**このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。**

認定申請は**随時受け付けています**。認定をお考えの事業者の方は、取り組もうとしている事業内容が要件に合致するか等について、まずは農林水産省に事前相談をお願いします。

事前相談はコチラまで

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ

midorihou\_kankyo\_bio@maff.go.jp ☎03-6744-7186

### ● 食品流通改善資金 <公庫農林事業>

有機農産物などの環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物等の流通の合理化のために必要となる食品等の製造施設、流通施設等の整備を**低利資金**で支援します。

#### 対象者

基盤確立事業実施計画の認定を受けた食品等製造業者、食品等販売業者等  
※中小企業者に限ります。

#### 使途・支援内容

##### ■ 食品等の製造施設、流通施設等の取得等に必要な資金

(集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設等の改良・造成・取得など)

#### ポイント

##### 農林漁業者と連携して行う取組が支援の対象となります

資金をご利用いただくためには、「農林水産物等の取引量が5年以内に概ね2割以上増加する」「取引関係が5年以上継続する」などの要件があります。まずは最寄りの公庫支店に御相談ください！

##### ■ 借入限度額：負担額の80%

##### ■ 借入金利：0.70%～1.45%（令和5年12月現在）

##### ■ 償還期限：25年以内

#### 取扱融資機関

株日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

【留意点】公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

# 「有機農産物等の加工・流通施設の整備に活用できる

## 支援措置について知りたい」



農山漁村振興交付金のうち

### ● 農山漁村発イノベーション対策

みどり認定ポイント加算対象

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

実施主体

民間事業者等(農林漁業者、その団体と連携して取り組む中小企業者など)

使途・支援内容

- ① 農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)(3/10以内等、原則1億円以内)  
(農林水産物処理加工施設、販売施設等の整備)
- ② 農山漁村発イノベーション推進支援事業(1/2以内等、500万円以内)  
(農林水産物を活用した新商品開発、2・3次産業と連携した加工・直売の取組など)

主な採択要件

- ①は六次産業化・地産地消法若しくは農商工等連携促進法に基づく計画の認定を受ける、又は都道府県又は市町村が策定する戦略に基づく事業計画であること
- ②は事業実施主体、地域要件を満たすこと  
(事業実施主体に農林漁業者を必ず含む、農山漁村で行う取組であることなど) 等

ポイント

- ①は制度資金の融資等(スーパーL資金など)を活用して資金調達を行う必要があります
- ②は耐用年数3年以内の施設整備も実施可能です

問い合わせ先

最寄りの都道府県 又は 各地方農政局

みどり認定ポイント加算対象

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

### ● 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（再掲）

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者による、有機農産物等の流通の合理化に必要となる機械・施設の整備などを支援します。

実施主体

民間事業者等(食品流通業者、JAなど)

主な採択要件

- 県域等を越えて効果が波及する等広域性を持った事業計画であること
- 技術の普及度合に鑑み、先進性を持った事業計画であること
- 認定を受けた基盤確立事業の実施に必要な設備投資であること

ポイント

個社単位も活用可能です！まだ「みどり法の認定」を受けてなくても応募できます！

予算審査の過程で基盤確立事業実施計画の審査を同時に進行します。まずは都道府県の交付金窓口にご相談ください

支援内容

- 基盤確立事業を実施するために必要なハード支援(1/2以内)  
(小規模物流拠点施設の整備・補改修など)
- 基盤確立事業を実施するために必要なソフト支援(定額)  
(共同発送などの流通体制の構築に向けた調査など)

お問合せ先

最寄りの都道府県庁



「生産・流通体系の転換に関する支援が知りたい」

「流通施設の整備に関する支援が知りたい」

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

特定区域ポイント加算対象

## GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

グローバル産地づくり推進事業のうち

### 大規模輸出産地モデル形成等支援事業

(再掲)

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた、生産から現地販売までの一気通貫したサプライチェーンを確立するための取組を支援します。

#### 実施主体

都道府県または都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

#### 主な採択要件

- 地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化すること
- 海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産への転換や流通体系の転換への取組を推進する事業実施計画となっていること

#### 支援内容

- 地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る経費(定額)
- 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築に係る経費(定額)

#### ポイント

- ①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化と、
- ②生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築の両方の取組を行うことが必要です。

#### 問い合わせ先

輸出国際局輸出支援課(03-6744-7172)

みどり認定ポイント加算対象

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

## ● 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業

輸出先国の規制・条件に対応した施設・機器の整備とHACCP等の施設認定・認証取得を一體的に支援します。

#### 実施主体

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者など

#### 主な採択要件

- 輸出向けHACCP等の認定・認証を取得すること

#### 支援内容

- 1/2以内(上限:5億円、下限:250万円)  
(施設の新設・増築(掛かり増し部分)、改修、HACCPの教育など)

#### ポイント

- 施設等の整備と一體的に行い、その効果を一層高めるために必要なコンサルティング等の実施も対象になります。

#### お問合せ先

輸出国際局輸出支援課(03-6744-2375) 又は 各地方農政局



# 「有機農産物等の加工や流通の取組に活用できる支援措置について知りたい」

## 酒類事業者向け予算

### ● 日本産酒類海外展開支援事業費補助金 酒類業振興支援事業費補助金

**みどり認定ポイント加算対象**

酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援します。

#### 実施主体

酒類事業者又は酒類事業者を少なくとも1者以上含むグループ

#### 支援内容

- 日本産酒類海外展開支援事業費補助金
- 酒類業振興支援事業費補助金(海外展開支援枠)

- (1) 酒類事業者による海外販路拡大、商品等の高付加価値化、インバウンドによる海外需要の開拓等の取組
- (2) リソース不足に対応するため上記取組について、複数(3者以上)の酒類事業者が集まって推進する取組

補助率:補助対象経費の1／2

補助金額:1件当たり 1,000万円上限、50万円下限

ただし、複数(3者以上)の酒類事業者が集まって取組を推進する場合の上限額は、1,200万円(3者)、1,300万円(4者)、1,400万円(5者)、1,500万円(6者以上)

- 酒類業振興支援事業費補助金(新市場開拓支援枠)

- (1) 商品の差別化による新たなニーズの獲得

- (2) 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得

- (3) ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化

補助率:補助対象経費の1／2又は2／3(従業員数が20人以下(卸・小売業は5人以下)の小規模酒類事業者)

補助金額:1件当たり 500万円上限、50万円下限

※ 給与支給の増加計画を達成できない等の場合において、補助金額の一部を返還

#### ポイント

- ・有機米を活用した日本酒等の国内外の普及拡大に当たり、必要となる機械の導入や販促費などさまざまな取組に活用できます。

#### お問合せ先

最寄りの国税局又は国税事務所

# 「農産物の温室効果ガス削減の取組を発信したい」



温室効果ガスの削減効果を把握するために簡易算定ツールの作成しました。消費者にわかりやすいラベル化を通じて、**温室効果ガス削減とその「見える化」**に取り組んでみませんか。

## ● 温室効果ガス削減の「見える化」とは

- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用削減、バイオ炭や堆肥の施用、水管理(水田)などの、生産者の栽培情報を用いて、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減率に応じて星の数で分かりやすく表示します。



## ● 温室効果ガス削減の「見える化」実証の流れ

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域又は県の標準的栽培での排出量(品目別)}} = \text{削減率(%)}$$

- ★ : 削減率5%以上
- ★★ : 削減率10%以上
- ★★★ : 削減率20%以上



### ① 栽培データ取得・計算

その地域での慣行栽培と比較して、温室効果ガスの排出を何割削減できているかを算定します。

### ② ラベル表示

削減率に応じて星の数を決定し、ラベルに表示します。  
(削減率の閾値は実証で使用しているものです。)

### ③ 測定・検証

アンケートを行い、効果的な表示方法等について検討します。

生産者  
の皆様へ

- 1年分の栽培データがあれば、農産物を生産する際の温室効果ガスの削減率を算定できます。
- 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの利用(無料)を希望される方は、利用者情報の登録が必要です。

詳しくはコチラ

小売事業者等  
の皆様へ

- 小売店舗での販売や外食、加工品としてのお取扱いなど、「見える化」農産物の販売実証に参加いただける方を募集しています。

## ● 対象品目(令和5年度)

栽培方法	令和5年度実証の対象品目
露地栽培のみ	コメ、ほうれん草、白ネギ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、日本なし、もも、茶
施設栽培のみ	ミニトマト、イチゴ
両栽培方法ともに対象	トマト、キュウリ、ナス、みかん、ぶどう

お問合せ先

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ(03-6744-2016)  
Email: SCAFFF [アット] maff.go.jp ([アット]を@に置き換えてください)

# 「農産物の学校給食への活用や食育を進めたい」



教育支援体制整備事業費補助金のうち

(令和6年度予算額(案) 38百万円)

## 学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業

地場産物や有機農産物の学校給食への活用に当たって、学校側や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを担うコーディネーターの配置等、必要となる経費を支援します。

実施主体

教育委員会(市町村等)

採択要件

学校給食への地場産物・有機農産物の使用率を向上させる計画となっていること

支援内容

■ 協議会の開催に必要な経費

(行政や学校関係者、コーディネーター、生産者等による協議会などの開催に必要な経費)

■ コーディネーターの配置に必要な経費

(学校側や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを行うコーディネーターの配置に必要な経費)

■ 調理に必要な備品の購入経費

(フードカッターなど、調理時間の短縮や大量調理の円滑化のために必要となる備品の購入経費)

■ 食材の一次加工にかかる経費

(そのままでは活用が難しい食材を生産者側で加工して納品してもらう際に必要な経費)

■ 出前授業の実施にかかる経費

(各教科等における食の指導において、生産者等を招いて出前授業を実施する場合の生産者等への謝金や、その授業と関連付けた有機農産物を活用した給食を提供する場合の食材費などの経費)

等 対象経費の1/3補助

ポイント・各地の課題に応じて、仕組みづくりや人材の配置、備品の購入などさまざまな取組に活用できます。

・本補助金は直接市町村に交付される仕組みです。活用を御検討の際は、文部科学省まで御相談ください。

お問合せ先

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 食育推進係(03-5235-4111)

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定ポイント加算対象\*

\* みどり法に基づく認定の他、有機農業に関する栽培管理協定を締結している場合等に加算

## 有機農業産地づくり推進（再掲）

有機農産物の学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者・事業者・地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりを推進します。

実施主体

市町村 又は 市町村を含む協議会

事業要件

■ 地域における有機農業の取組方針等を定めた有機農業実施計画の策定及び、その実現に向けた取組の実施

ポイント

市町村が中心となって、生産から消費までの移管した取組や目標について計画を作成しましょう！

地域の関係者で検討会を実施し、有機農産物の生産、流通・加工、消費等の各段階における

具体的な取組内容や目標、推進体制をとりまとめた有機農業実施計画を策定することにより、気運を醸成しましょう。

■ 食品加工機械等をリース導入する場合、対象者、設備・機械の範囲、利用条件、契約条件、助成額に要件があるので、ご相談ください。

支援内容

定額（機械導入は1/2以内）

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 各地方農政局生産部生産技術環境課等

詳しくはコチラ



# みどりの食料システム法の認定等に対する 主な国庫補助事業等における優遇措置の実施状況

**※優遇措置の内容等については、財務当局との要綱・要領等の調整の  
結果によって内容の変更があり得ることご留意ください。**

みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減の取組を支援するため、以下の項目について、  
主な国庫補助事業等において採択審査時の加点などの優遇措置を実施しています。

- 都道府県・市町村が作成する基本計画に設定された**特定区域**(モデル地区)での取組
- 環境負荷低減事業活動実施計画(又は特定環境負荷低減事業活動実施計画)の認定(**みどり認定**)
- 基盤確立事業実施計画の認定(**基盤認定**)

事業名	特定区域	みどり認定	基盤認定	概要
みどりの食料システム戦略推進交付金 【R5補正・R6当初】	●	●	●	<p>採択ポイント67点のうち<b>最大20点</b>を加算</p> <p><b>【各メニュー共通項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 事業実施地域が特定区域の全部又は一部を含む場合(令和6年度の設定見込みも含む)、10点を加算</li></ul> <p><b>【推進体制整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ みどり認定者数の目標についてを基本計画に規定している場合(令和6年度の設定見込みも含む)、5点を加算</li><li>■ 複数の者がみどり認定を一つの申請(グループ申請)によってうけている場合(令和6年度の設定見込みも含む)、5点を加算</li></ul> <p><b>【有機農業産地づくり推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者(令和6年度中の認定見込みも含む)が過半数の場合は3点、<b>全員の場合は5点</b>を加算</li><li>■ 事業に参加する者のうち、基盤認定を受けている場合(令和6年度の認定見込みも含む)、5点を加算</li></ul> <p>※このほか、有機栽培管理協定の締結に対して5点を加算</p> <p><b>【有機転換推進事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>みどり認定が事業要件</b></li></ul> <p><b>【グリーンな栽培体系の転換サポート、SDGs対応型施設園芸確立、地域循環型エネルギーシステム構築、バイオマス地産地消】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者(令和6年度中の認定見込みも含む)が1名以上含まれる場合は3点、過半数の場合は5点を加算</li><li>■ 事業に参加する者が、基盤認定を受けている場合(令和6年度の認定見込みも含む)、5点を加算</li></ul> <p><b>【環境負荷の低減を支える基盤強化対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ みどり認定のうち、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者(令和6年度中の認定見込みも含む)と連携した取組になっている場合は5点を加算</li><li>■ みどり認定のうち、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者(令和6年度中の認定見込みも含む)と連携した取組になっている場合は10点を加算</li></ul> <p>※基盤認定が事業要件</p>

事業名	特定区域	みどり認定	基盤認定	概要
国内肥料資源利用拡大対策事業 (国内肥料資源活用総合支援事業は、国内肥料資源活用施設総合支援、国内肥料資源活用総合推進支援に限る) 【R5補正】	●	●	●	<p>【国内肥料資源活用総合支援事業】</p> <p>以下に該当する場合に<u>それぞれ</u>ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和6年度中に特定区域の設定が見込まれる場合、5ポイント加点</li> <li>■ 事業実施主体及び構成員でみどり認定若しくは基盤認定を受けている者(令和6年度中の認定見込みも含む)が1名以上含まれる場合は2ポイント、過半数以上の場合は5ポイントを加点</li> <li>■ 事業実施主体が、基盤認定を受けている場合、5ポイント加点</li> </ul> <p>【畜産環境対策総合支援事業】</p> <p>以下に該当する場合に<u>それぞれ</u>ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む場合、5ポイント加点</li> <li>■ 取組主体が、みどり認定若しくは基盤認定を受けている場合、5ポイントを加点</li> </ul>
強い農業づくり総合支援交付金 【R6当初】	●	●	●	<p>【卸売市場支援タイプ】</p> <p>次のいづれかに該当する場合に1ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基盤認定を受けている</li> <li>■ 特定区域において、みどり認定を受けて生産された農林水産物を原材料として用いている</li> </ul> <p>【产地基幹施設等支援タイプ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ みどり認定又は基盤認定を受けている受益者が5割以上の場合は1ポイント加算、8割以上の場合は2ポイント(農業用ハウスの場合は1ポイント)加算できるものとする</li> <li>■ みどりの食料システム戦略の推進枠について、みどりの食料システム法に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、求められる活動に資する施設整備を行う場合1ポイント加算できるものとする</li> </ul> <p>【農業支援サービス事業支援】</p> <p>以下に該当する場合に、<u>それぞれ</u>ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 導入する農業機械が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合5ポイント加算</li> <li>■ 基盤認定を受けている場合5ポイント加算</li> </ul>
产地生産基盤パワーアップ事業 (うち新市場獲得対策のうち、国産シェア拡大対策(麦・大豆)、国産シェア拡大対策(園芸作物等)のうち加工・業務用野菜产地育成推進) 【R5補正】	●	●	●	<p>以下のいづれかに該当する場合にポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合</li> <li>■ 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合</li> </ul>
持続的生産強化対策事業の一部 【R6当初】 (公募事業) ・戦略作物生産拡大支援 ・時代を拓く園芸産地づくり支援 ・果樹農業生産力増強総合対策 ・ジャパンフラワー強化プロジェクト ・養蜂等振興強化推進 ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 ・畜産経営体生産性向上対策	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定区域を含む地域を事業実施地域として取り組む場合は1ポイントを加算できる(ただし、追加公募には適用しない)</li> <li>■ みどり認定を受けている場合は1ポイントを加算できる、又は優先的に採択する(ただし、追加公募には適用しない)</li> <li>■ 基盤認定を受けている場合は1ポイントを加算できる、又は優先的に採択する(ただし、追加公募には適用しない)</li> </ul>

**※優遇措置の内容等については、財務当局との要綱・要領等の調整の結果によって内容の変更があり得ることご留意ください。**

事業名	特定区域	みどり認定	基盤認定	概要
国産小麦・大豆供給力強化総合対策 【R5補正】	●	●	●	<p>【麦・大豆生産技術向上事業】 次の<u>いずれか</u>に該当する場合にポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合</li> <li>■ 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合</li> </ul> <p>【新たな麦・大豆流通モデル事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業実施主体の構成員が基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合</li> </ul>
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業 【R5補正】	—	●	●	事業実施主体の構成員が、みどり認定、基盤認定 <u>いずれか</u> の認定を受けている場合、1ポイントを加算
稻作農業の体质強化総合対策事業 (うち米の超低コスト生産支援) 【R6当初】	●	●	●	<p>次の<u>いずれか</u>に該当する場合にポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合</li> <li>■ 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合</li> </ul>
畜産生産力・生産体制強化対策事業 【R6当初】	—	●	●	事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて受益する者がみどり認定。基盤認定 <u>いずれか</u> の認定を受けている場合、加点。
畜産・酪農収益力強化総合整備等特別対策事業(畜産クラスター事業) 【R5補正】	—	●	●	<p>採択ポイント75点のうち最大10点を加算</p> <p>【うち、施設整備事業、機械導入事業】 畜産クラスター計画について、以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業実施主体の構成員でみどりを受けている者が1割以上の場合は3点、3割以上の場合は5点を加算</li> <li>■ 畜産クラスター計画において、基盤認定を受けている堆肥センター等が堆肥の高品質化やペレット化に取り組む場合は5点を加算</li> </ul> <p>【うち、施設整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ みどり認定を受けている、又は受ける見込みである場合は5点</li> </ul>
新規就農者育成総合対策 (うち経営発展支援事業) 【R6当初】	—	●	—	みどり認定を受けている場合、1ポイントを加算
農地利用効率化等支援交付金 【R6当初】	—	●	—	みどり認定を受けた取組であれば、「グリーン化優先枠」に応募可能

**※優遇措置の内容等については、財務当局との要綱・要領等の調整の結果によって内容の変更があり得ることご留意ください。**

事業名	特定区域	みどり認定	基盤認定	概要
担い手確保・経営強化支援事業 【R5補正】	—	●	—	みどり認定を受けた取組に必要な機械を、「みどり農業推進優先枠」の対象機械とする。 みどり認定を受けている場合、配分基準ポイントとして、1ポイントを加算
経営継承・発展等支援事業 【R6当初】	—	●	—	申請時点においてみどり認定を受けている又は事業実施年度に認定を受ける見込みがある場合にポイントを加算
集落営農活性化プロジェクト促進事業 【R6当初】	—	●	—	申請時点において、みどり認定を受けている場合にポイントを加算
農業支援サービス事業 緊急拡大対策 (うちスマート農業機械等導入支援) 【R5補正】	—	—	●	以下に該当する場合に、それぞれポイントを加算 ■ 導入する農業機械が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合に5ポイント加算 ■ 基盤認定を受けている場合5ポイント加算
農業支援サービス事業育成対策 【R6当初】	—	—	●	以下に該当する場合に、ポイントを加算 ■ 基盤認定を受けている場合3ポイント加算
農山漁村振興交付金 【R6当初】	●	●	●	【(例) 農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)】 以下に該当する場合に、それぞれポイントを加算 ■ 環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画又は基盤確立事業実施計画に基づいて行う事業である ■ 特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるための取組となっている
「知」の集積と活用の場による イノベーションの創出 (うちオープンイノベーション研究・実用化推進事業) 【R6当初】	—	●	●	基盤認定又はみどり認定を受けた者が、研究グループに参画している場合に加点
「知」の集積と活用の場による イノベーションの創出 (うちスタートアップへの総合的支援) 【R6当初】	—	—	●	認定を受けた基盤確立事業実施計画に基づき策定された研究課題である場合に加点
スマート農業等先端技術の開発・社会実装促進対策 (うちアグリ・スタートアップ創出強化対策) 【R6当初】	—	—	●	認定を受けた基盤確立事業実施計画に基づき策定された研究課題である場合に加点
食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト 【R5補正】	—	●	●	コンソーシアムの構成員に、みどり認定、基盤認定いずれかを受けている又は申請中の者が含まれている場合は、審査の評価点にポイント加算

**※優遇措置の内容等については、財務当局との要綱・要領等の調整の結果によって内容の変更があり得ることご留意ください。**

事業名	特定区域	みどり認定	基盤認定	概要
シャインマスカット未開花緊急対策【R5補正】	—	●	●	コンソーシアムの構成員に、みどり認定、基盤認定いずれかを受けている又は申請中の者が含まれている場合は、審査の評価点にポイント加算
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業 (うちGFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト) グローバル産地づくり推進事業 (うち大規模輸出産地モデル形成等支援事業) 【R5補正・R6当初】	●	—	—	特定区域において、プロジェクトを行う事業計画で要件を満たすものについては、優先的に採択するものとする
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 【R5補正・R6当初】	●	—	●	次のいずれかに該当する場合に1ポイントを加算 ■ 基盤認定を受けている ■ 特定区域において、みどり認定を受けて生産された農林水産物を原材料として用いている
コメ・コメ加工品輸出推進緊急事業 【R5補正】	●	●	●	以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算 ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和6年中に特定区域の設定が見込まれる場合、2ポイント加点 ■ 事業実施主体の構成員でみどり認定若しくは基盤認定を受けている者(令和6年中の認定見込みも含む)が含まれる場合は2ポイントを加点
食品ロス削減総合対策事業のうち食品事業者からの未利用食品提供の推進等 【R6当初】 食品ロス削減緊急対策事業 【R5補正】	—	—	●	【フードバンク向け】 基盤認定を受けている(事業実施年度内の設定見込みも含む)場合、審査において配慮する。
林業・木材産業循環成長対策交付金の一部 <ul style="list-style-type: none"><li>・高性能林業機械等の整備</li><li>・木質バイオマス利用促進施設の整備</li><li>・特用林産振興施設等の整備</li><li>・コントナ苗生産基盤施設等の整備</li></ul>	—	●	●	みどり認定を受け又はその申請をしている場合にポイント加算  木質バイオマス利用促進施設の整備についてはみどり認定若しくは基盤認定を受け又はその申請をしている場合にポイント加算
日本産酒類海外展開支援事業費補助金 酒類業振興支援事業費補助金 【R5補正・R6当初】【国税庁】	—	—	●	事業者等が基盤認定を受けている場合は加点する。
学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業 【R6当初】【文科省】	●	—	—	活用しようとする農産物がみどりの食料システム法に基づく有機農業の生産活動の促進を図る特定区域で生産されたものであるか

※記載の内容は令和5年度補正予算又は令和6年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、財務当局との要綱・要領等の調整の結果によって内容の変更があり得ることご留意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

# MEMO

# 「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI		2030年 目標	2050年 目標
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO <sub>2</sub> ゼロエミッション化(燃料燃焼によるCO <sub>2</sub> 排出量)	1,484万t-CO <sub>2</sub> (10.6%削減)	0万t-CO <sub>2</sub> (100%削減)
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率:50% 高性能林業機械の電化等に係る TRL TRL 6:使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7:実運転条件下でのプロトタイプ実証  小型沿岸漁船による試験操業を実施	2040年技術確立
	③ 化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合:50%	化石燃料を使用しない施設への完全移行
	④ 我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。
環境保全	⑤ 化学農薬使用量(リスク換算)の低減	リスク換算で10%低減	11,665(リスク換算値)(50%低減)
	⑥ 化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)	63万トン(30%低減)
	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha	100万ha(25%)
食品産業	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン(50%削減)	
	⑨ 食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人(30%向上)	
	⑩ 飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合:10%	
	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%	
林野	⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合:30%	90%
水産	⑬ 漁獲量を2010年と同程度(444万トン)まで回復	444万トン	
	⑭ 二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13% 64%	100%

